

財 関 第 90 号  
令和5年2月6日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 諏訪園 健司

上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする  
石油製品の輸入禁止措置に伴う税関の対応について

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)により、ロシアを原産地とする石油製品の輸入禁止措置を実施することが決定され、令和4年12月5日の閣議了解「上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の輸入及び海上輸送等に関連するサービスの提供の禁止措置について」によりロシアからの石油製品の輸入の禁止措置を導入することとされたところである。

これを受けて、ロシアを原産地とする石油製品の輸入の禁止措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示等が2月6日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知(別紙)を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸入の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

1. 税関における審査に際しては、経済産業大臣の確認書を含む通関関係書類により経済産業大臣の輸入の承認の要否を慎重に確認するとともに、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸入の禁止措置の実効性を確保すること。
2. 上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

経済産業省

官 印 省 略  
20230201 貿局第2号  
令和5年2月6日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする石油製品の輸入禁止措置について

上記の件について、令和4年12月5日付け閣議了解に基づき、別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしく願います。

○経済産業省告示第十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和五年二月六日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 〔略〕</p> <p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条 第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を 原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条 第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を 原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認</p>

を除く。以下「二号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積

地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		
	項目 番号	関税率表 の番号等	貨物名
[略]	[略]	[略]	[略]
ロシア	1	[略]	[略]
	2	27・09	<u>原油及び石油製</u>
		<u>27・10</u>	<u>品(廃油及び三</u>

を除く。以下「二号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積

地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		
	項目 番号	関税率表 の番号等	貨物名
[略]	[略]	[略]	[略]
ロシア	1	[略]	[略]
	2	27・09	<u>原油(三の7の</u>
		[新設]	(9)に掲げるも

油製品 について てはロ シアを 原産地 とする 場合に 限る。 )			の7の(9)に掲 げるものを除 く。)
	3	[略]	[略]
	4	[略]	[略]

第2 [略]

11の11 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおり

てはロ シアを 原産地 とする 場合に 限る。 )			のを除く。)
	3	[略]	[略]
	4	[略]	[略]

第2 [略]

11の11 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおり

---

とし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行すべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 「略」

7 (1)～(8) 「略」

---

とし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行すべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 「略」

7 (1)～(8) 「略」

(9) 次の表の上欄に掲げる国を原産地とする  
 下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者は、  
 別に定めるところにより、経済産業大臣の確  
 認を受けなければならない。

ロシア	二七・〇	九	国	貨 物
			関税率表 の番号等	
原油であつて、次のい らぬものに該当するもの イ その価格が、ウク ライナをめぐる現下 の国際情勢に鑑み、				

(9) 次の表の上欄に掲げる国を原産地とする  
 下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者は、  
 別に定めるところにより、経済産業大臣の確  
 認を受けなければならない。

ロシア	二七・〇	九	国	貨 物
			関税率表 の番号等	
原油であつて、次のい らぬものに該当するもの イ その価格が、ウク ライナをめぐる現下 の国際情勢に鑑み、				

---

ウクライナをめぐる 問題の解決を目指す 国際平和のための国 際的な努力に我が国 として寄与するた め、主要国が講ずる こととした措置の内 容に沿って、我が国 が講ずる輸入等に係 る禁止措置の対象と なるロシア連邦を原 産地とする原油及び

---

ウクライナをめぐる 問題の解決を目指す 国際平和のための国 際的な努力に我が国 として寄与するた め、主要国が講ずる こととした措置の内 容に沿って、我が国 が講ずる輸入等に係 る禁止措置の対象と なるロシア連邦を原 産地とする原油の上

---



	<p>○ 二七・一</p>	<p>石油製品（廃油を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの</p>	<p>石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号。以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表1に定める原油の価格以下のもの</p> <p>ロ 「略」</p>
--	-------------------	---------------------------------------	---

	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>ロ 「略」</p> <p>限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号）別表に定める原油の価格以下のもの</p>
--	-------------	-------------	--

---

イ 関税定率表第二七 一〇・一二号、第二 七一〇・一九号又は 第二七一〇・二〇号 に該当するものう ち、揮発油（ナフサ を除く。）、灯油又 は軽油（ロにおいて 「揮発油等」とい う。）であつて、そ の価格が、上限価格 を定める外務省告示

---


---

別表2に定める石油 製品の価格以下のも の ロ 揮発油等以外のも のであって、その価 格が、上限価格を定 める外務省告示別表 3に定める石油製品 の価格以下のもの

(注) 原油及び石油製品の「価格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油及び石油製品の価格であって、関税率法第四条


(注) 原油の「価格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油の価格であって、関税率法第四条第一項に規定する課税価格

<p>8 「略」</p> <p>第一項に規定する課税価格に相当する価格から同項各号に規定する運賃等に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。</p>	<p>8 「略」</p> <p>に相当する価格から同項各号に規定する運賃等に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和五年二月六日から施行する。ただし、この告示の施行前に石油製品の輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする、この告示の施行前に本邦への輸出を目的として船積みされた石油製品の輸入であつて、令和五年四月一日よりも前に本邦において当該石油製品の船卸しをするものについては、なお従前の例による。